

奥入瀬溪流 走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験業務 説明書

青森県 県土整備部 道路課発注の奥入瀬溪流走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験業務についての簡易公募型プロポーザル方式に係る手続きへの参加希望者の募集については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 公告日

令和6年4月25日

2. 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ

T E L : 017-734-9651 (直通)

F A X : 017-734-8189

3. 業務名

奥入瀬溪流走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験業務

4. 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、奥入瀬（青樺山）パイパスの開通時に予定している国道102号の交通規制後に、奥入瀬溪流区間が「歩く空間（奥入瀬フィールドミュージアム）」となることを踏まえ、別途業務で実施する国道102号（奥入瀬溪流区間）の自動運転実証実験と連携し、走行空間の技術的検証を目的とした実証実験を実施するものである。

(2) 実証実験実施期間（予定）

令和6年10月21日（月）～27日（日）の7日間

(3) 業務内容

1) 本業務の主たる項目は以下のとおりとする。

① 実施計画の策定

走行空間の技術的検証を目的とした実証実験の実施計画を作成する。本計画は奥入瀬十和田利活用協議会幹事会・部会で諮るものとし、幹事会・部会（合計2回分）の資料作成を含む。

② 実施の準備・仮設

- ・ 実証実験に関するポスター・チラシ等の広報活動
- ・ 自動運転実証実験のための予約システム構築・管理
- ・ 現地仮設費（歩行者注意喚起機器/パイロンの設置）

③ 実施・運営

- ・ 実証実験の運営（交通規制の運営スタッフ・交通誘導員の配置）

- ・ 実証実験中の広報活動（取組発信ブース等）

④ 各種調査

- ・ 交通量・歩行者調査（7日間）
- ・ アンケート調査（7日間）
- ・ 歩行者に起因した手動介入調査等走行空間の検証のために必要な調査

⑤ 効果分析・評価

実証実験の結果を、効果分析・評価のうえ成果としてとりまとめる。本成果は奥入瀬十和田利活用協議会幹事会・部会で諮るものとし、幹事会・部会（合計2回分）の資料作成を含む。

2) 業務スケジュール

業務項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
①実施計画の策定	■								
②実施の準備・仮設		■	■	■	■				
③実施・運営					■				
④各種調査					■				
⑤効果分析・評価						■	■	■	■

3) 企画提案を求める特定のテーマ

奥入瀬渓流区間が「歩く空間（奥入瀬フィールドミュージアム）」となることを踏まえた実施計画策定の工夫点

(4) 業務規模の目安

本業務の参考業務規模は、44,000千円程度（税込み）を想定している。

(5) 履行期限

令和7年2月28日

(6) 参加資格要件

本業務に係る簡易公募型プロポーザルは、企画提案書提出時点において、次に掲げる事項をすべて満たすことを参加資格の要件とする。なお、複数の事業者の共同による応募も可能とする。

【1】参加資格について

- 1) 過去10年以内（平成25年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に完成（完了登録）したもの）において、国又は地方公共団体から「同種又は類似業務」を受注した実績を1件以上有する者であること。なお、日本国内の業務に限る。

① 同種業務：走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験業務

② 類似業務：自動運転実証実験業務

※共同による応募の場合は、いずれか1者が実績を有することでよいものとする。

- 2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 3) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第128条の規定に該当しないこと。
- 4) 青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- 5) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。
- 6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。
- 7) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- 8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 9) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

【2】共同による応募について

複数の事業者が共同で応募するためには、【1】の参加資格のほか、次の条件をすべて満たさなければならない。

- 1) 関係する事業者の中から代表者を1者選定すること。
- 2) 関係する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。
- 3) 関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。

5. 企画提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の作成方式

企画提案書の様式は、別添（様式－1～様式－4）に示すとおりとする。

(2) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(様式-1) 企画提案書	・ 企画提案書の提出者に係る内容を記載する。
(様式-2) 同種又は類似業務の実績	・ 同種又は類似業務の実績を記載する。 ・ 同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書又はTECRISの写しを提出すること。
(様式-3) 業務実施体制	・ 配置予定の担当者氏名、所属・役職、担当する業務内容、業務経歴、保有資格等について、簡潔に記載する。 ・ 複数の事業者の共同による応募の場合や、再委託の場合は、企業名等も記載すること。 ・ 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先及びその理由（企業の特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
(様式-4) 特定テーマに対する企画提案	・ 特定テーマ「奥入瀬溪流区間が「歩く空間（奥入瀬フィールドミュージアム）」となることを踏まえた実施計画策定の工夫点」に対する内容を具体的に提案する。 ・ 記載にあたり概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは差し支えない。
参考概算見積	・ 本業務に係る参考見積を提出すること。 ・ 参考見積価格は、提示した業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ・ 任意様式とするが、A4版で提出すること。

※各提出資料の作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 添付書類

同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書又はTECRISの写しを提出すること。

(4) 提供資料

- ・ バイパス完成後の奥入瀬・十和田地域の目指す姿をとりまとめた「奥入瀬ビジョン」(H30 策定)
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/files/oirase_vision.pdf
- ・ 奥入瀬溪流交通システム検討ワークショップ (R1～2)
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/files/R1_2_trafficWS.pdf
- ・ 令和5年度の交通規制イベント関係

<https://www.eco-oirase.com>

- ・ 奥入瀬フィールドミュージアム

<https://oirase-fm.com/>

(5) 提出期間、提出先及び提出方法

1) 企画提案書等の提出は、以下のとおりとする。

- ① 提出期間：令和6年4月25日(木)から令和6年5月22日(水)17:00まで
- ② 提出方法：企画提案書及び添付書類を1つのPDFファイルとし、下記提出先にメール添付又は大容量ファイル送信サービスにより提出する。
- ③ 提出先：doro@pref.aomori.lg.jp
青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ 担当 倉谷 宛て
- ④ 受信確認：提出した際は、行き違いを避けるため、必ず受信確認を行うものとする。
青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ 担当 倉谷 017-734-9651

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(6) 企画提案書の特定

企画提案書の特定は、6. の評価項目及び評価基準に基づいて行い、必要に応じてヒアリングを実施のうえ、契約予定者に特定された者には令和6年6月中旬までに特定通知書をもって通知する。

(7) ヒアリング

ヒアリングの有無について令和6年5月24日(金)までに様式-1に記載した担当者メールアドレスに連絡する。必要と判断した場合は令和6年5月27日(月)～6月7日(金)のうちいずれか1日で調整するものとし、ヒアリング場所は青森県庁、時間は30分とする。

なお、ヒアリングに係る資料作成・旅費等の費用は提出者の負担とする。

6. 企画提案書を特定するための基準

企画提案書の特定をする際の評価ウエイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点	評価基準	評価ウエイト
企業評価 30点	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③同種・類似業務の実績がない。 ※複数の事業者の共同による応募の場合、代表事業者のみを評価する。	①：20点 ②：15点 ③：0点
	本店もしくは支店の所在地	下記の順位で評価する。 ①青森県内に本店もしくは支店を有する。 ②青森県内に本店もしくは支店を有しない。 ※複数の事業者の共同による応募の場合、いずれかの事業者が青森県内に本店・支店がある場合、①で評価する。	①：10点 ②：0点
特定テーマに対する企画提案 70点	地域精通度 20点	記載内容が奥入瀬溪流の地域特性、奥入瀬ビジョンや奥入瀬フィールドミュージアムに合致すると認められる場合、優位に評価する。 ①奥入瀬溪流の地域特性、奥入瀬ビジョン、奥入瀬フィールドミュージアムに合致する。 ②概ね合致するが、一部特性が踏まえていない。 ③合致しない。	①：20点 ②：10点 ③：0点
	業務理解度 10点	目的・条件・内容が簡潔に記載されていると認められる場合、優位に評価する。 ①業務目的を十分理解しており、丁寧で分かりやすく記載ミスがない ②業務目的を十分理解しており、丁寧で分かりやすく記載ミスがほとんどない ③業務目的について一定程度の理解があり、記載ミスがほとんどない ④業務目的の理解はあるが、記載ミス等が目立つ ⑤記載なし又は業務目的を十分理解しているとは言えない	④：10点 ⑤：8点 ⑥：6点 ⑦：4点 ⑧：0点
	的確性 10点	テーマの重要度及び難易度を考慮した提案となっていると認められる場合、優位に評価する。 ①テーマの重要度及び難易度を考慮した提案であり、丁寧で分かりやすく記載ミスがない ②テーマの重要度及び難易度を考慮した提案であり、丁寧で分かりやすく記載ミスがほとんどない ③テーマの重要度及び難易度について記載があり、記載ミスがほとんどない ④テーマの重要度及び難易度について記載があるが、理解度不足であると言える ⑤テーマの重要度及び難易度について記載なし	①：10点 ②：8点 ③：6点 ④：4点 ⑤：0点
	実現性 20点	長期的視点を踏まえた提案内容で説得力があり、実現性があると認められる場合、優位に評価する。 ①自動運転に関する長期的視点、奥入瀬溪流の長	①：20点 ②：15点 ③：10点

		<p>期的視点を踏まえた提案内容であり、非常に説得力のある実現できる提案である。また、丁寧に分かりやすく記載ミスがない</p> <p>②非常に説得力のある提案であり、実現できる可能性が高い。また、丁寧に分かりやすく記載ミスがほとんどない</p> <p>③説得力のある提案であり、実現できると考えることができる。また、記載ミスがほとんどない</p> <p>④説得力に乏しく、実現困難な提案である</p> <p>⑤説得力がなく、実現不可能な提案である。</p>	<p>④：5点</p> <p>⑤：0点</p>
	<p>独創性 10点</p>	<p>優れた具体的な提案がある場合、優位に評価する。</p> <p>①非常に独創性に優れた具体的な提案がある。</p> <p>②独創性に優れた提案がある。</p> <p>③独創性がない。</p>	<p>①：10点</p> <p>②：5点</p> <p>③：0点</p>

7. 非特定理由に関する事項

- (1) 企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由を令和6年6月中旬までに通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、担当部局に対し非特定理由について書面により説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明請求の提出方法、提出先は5.(5)1)の②、③と同様とする。

8. その他留意事項

- (1) 各提出書類の作成等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 無効となる企画提案書

企画提案書が次のいずれかに該当する場合、無効となることがある。

 - 1) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - 2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - 4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - 5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - 6) 虚偽の内容が記載されているもの
 - 7) 参加資格要件を満たさなかった場合
- (5) 各提出書類の作成、ヒアリング等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 各提出書類は、本業務及びそれに係る公募型プロポーザルの実施以外の目的に使用しない。
- (7) 各提出書類に虚偽の記載を行った場合は、全ての提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

- (8) 各提出書類は、受理後返却しない。ただし、特定されなかった企画提案書は、その返却を希望した者に限り返却する。なお、企画提案書は特定その他の作業のため必要な範囲において複製を作成することがある。
- (9) 企画提案書の作成のために発注者から提供を受けた資料がある場合、その資料は発注者の了解なく公表及び使用することはできない。
- (10) 提出期間以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。また、企画提案書に記載した配置予定担当者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (11) 特定された者の会社名等は公表する。
- (12) 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

9. 業務説明書に係る質問受付及び回答

質問は電子メールで受け付ける。回答は受理日の翌日から3日(休日を含まない。)以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

- (1) 業務説明書質問期間 : 令和6年4月25日(木)から令和6年5月15日(水)17時まで
- (2) 質問先 : 青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ
Mail : doro@pref.aomori.lg.jp
- (3) 閲覧場所 : 道路課ホームページで閲覧に供する。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/oirase_AVs_2024.html
- (4) 閲覧期間 : 回答の翌日から令和6年5月22日(水)17時まで
- (5) その他 : 1) メールには回答を受け付ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
2) 次の質問に対しては回答しない。
 - ①本説明書の明らかな誤読による質問
 - ②本説明書に対する質問者の個人的な意見
 - ③質問者の提案しようとする内容について是非を問う事項
 - ④自ら判断又は調査すべき事項
 - ⑤その他本業務及びそれに係る公募型プロポーザルの実施に当たり不相当と判断される事項

10. 別途業務で実施する「国道102号(奥入瀬渓流区間)自動運転実証実験業務」※について

本業務は、走行空間の技術的検証を目的とした実証実験であり、実際に自動運転車両を走行させる別途業務の「国道102号(奥入瀬渓流区間)自動運転実証実験」※と一体的に業務を遂行する必要があることから、別途業務である「国道102号(奥入瀬渓流区間)自動運転実証実験」※は、本業務の特定者と随意契約により実証実験業務を委託する。(令和6年7月頃公示予定)

※当該業務は、物流・自動車局による「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)」の活用を予定している。